

本調査のQ & A

○ PCB使用照明器具について

Q：PCB使用照明器具とはどのようなものですか？

A：PCBを使用した部品（安定器）が内蔵されている照明器具であり、「業務用蛍光灯」「水銀灯」「ナトリウム灯」が対象となります。

（パンフレット2ページ“PCBが使用されていた部分「安定器」”をご覧ください。）

Q：調査対象となる照明である蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯はどのようなものですか？

A：蛍光灯：「事務室」「教室」等の室内で多く使用される直管形の蛍光管
水銀灯：「体育館」「工場」「防犯灯」等で使用される白色系でかなりまぶしい照明
ナトリウム灯：「街灯」「トンネル」等で使用されるオレンジ色系の照明

Q：安定器とはどのようなものですか？

A：ランプに流れる電気の流れを安定させる部品で、蛍光灯は20～30cm ぐらいの長方形、水銀灯・ナトリウム灯は40～50cm ぐらいの長方形のものです。

（パンフレット2ページ“PCBが使用されていた部分「安定器」”に写真を掲載しております。）

Q：PCB使用照明器具はどんなところにありますか？

A：昭和52年3月以前に設置された施設（建物や屋外照明）で使用されている可能性があります。また、過去に照明器具工事で取り外されて保管されている場合があり、倉庫・車庫・電気室・機械室等といった普段は目立たない場所に残されている可能性もあります。

（パンフレット2ページ“PCBが使われている可能性がある照明器具の使用例”、パンフレット3ページ“点検方法① 取り外されている安定器の確認”をご覧ください。）

Q：裸電球、電球形蛍光灯、スポットライトは調査対象になりますか？

A：一般家庭照明器具であるため、調査対象外です。

Q：どうしたらPCB使用照明器具であるか確認できますか？

A：安定器の銘板により確認できますが、業務用蛍光灯の場合は、蛍光灯本体のラベルで確認することができる場合があります。

（パンフレット3ページ“点検方法③ 安定器の製造年の確認”をご覧ください）

○ 調査の趣旨・対象者等について

Q：どうして調査を行っているのですか？

A：PCBは有害物質であり、法律で処理期限が定められています。そのまま使用し続けた場合には、処理期限に間に合わなくなるおそれがあるほか、PCBが漏れ出してお客様・従業員の方々や商品にPCBが降りかかるとともに環境への悪影響を与えるおそれがあるためです。

Q：なぜ、当事業所が調査対象となっているのですか？

A：平成28年経済センサス－活動調査をもとに道内（札幌市、旭川市・函館市内のほか、既調査で回答済みの事業所以外）の全ての事業所に送付しています。

比較的古くから設置されている建物を保有されている可能性が高い昭和59年以前に開設された事業所については現在地域毎に調査票を送付しております。また、昭和60年以降に開設された事業所※についても、昭和52年3月以前に設置された建物を所有や使用されている場合にはご連絡をいただき、別途調査票をお送りさせていただきます。

※ 比較的開設時期が新しい事業所でも昭和52年3月までに建築・改修された建物を使用している場合にはPCB使用安定器が保有されている可能性があります。

Q：テナントとして入居しているので当事業所では判断できません。どのように確認したら良いですか？

A：テナントとして入居するなど独自で判断できない場合、施設の管理者に確認いただきますようお願いいたします。

Q：使用していない建物についても調査は必要でしょうか？

A：現在は使用していない建物でも、PCB使用照明器具が残っている可能性があり、期限内の処理のためには調査が必要です。

Q：住宅に届いていますが調査対象の照明はあるのですか？

A：店舗兼住宅の場合には、店舗部分に調査対象の照明器具が設置されている場合があります。

Q：「北海道PCB調査事務局」とは何の組織ですか？

なぜ、株式会社東京商工リサーチに事務局があるのですか？

A：北海道（環境生活部環境局循環型社会推進課）から「北海道PCB使用安定器等の保有状況に関する調査業務」を株式会社東京商工リサーチ北海道支社が受託しており、調査事務局を設置して、調査票の御案内等を行っています。

○ 点検方法等について

Q：調査にあたっての安全上の留意点は何ですか？

A：照明器具の内部にある安定器を確認する場合には、安定器は電源を切り、中の配線に触れないでください。

蛍光灯等のように照明の位置が事務室の天井程度の高さであれば、蛍光灯交換時と同様に脚立等を使って調査可能ですが、転落に気をつけて確認してください。

安定器が設置されている位置が**高所の場合には電気工事業者等による作業車を使用した調査が必要**となります。

（パンフレット2ページ“照明器具の点検方法”に記載しております。また、高所作業の例としては調査票（PCB使用照明器具の保有等に関する調査票）の裏面「調査票の回答方法」をご覧ください。

Q：銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？

A：昭和52年3月以前の建物に設置されたまま更新されていない照明器具である場合には、高濃度PCB含有機器として処分する必要があります※。

※銘板が読み取れる安定器と形状が同一と判断できるものであれば、その安定器の判別結果に準じて判断できる場合があります。

Q：照明器具の調査にあたっての補助制度はありますか？

A：環境省の補助制度が活用できる場合があります（補助制度の名称は「PCB 使用照明器具の LED 化による CO₂ 削減推進事業」です。）。

（パンフレット 4 ページの“参考 A 調査等への補助制度”をご覧ください）。

○ 調査への回答について

Q：調査を委託するため期限までの回答ができませんがどのように回答すれば良いですか？

A：回答までに時間がかかる場合にはお手数をおかけいたしますが、「北海道 PCB 調査事務局」までご連絡をお願いします。個別に回答時期をご相談させていただきます。

「北海道 PCB 調査事務局」への連絡先：フリーダイヤル 0 1 2 0 - 2 2 2 - 1 1 4 となります。

Q：過去にも同様の調査票が送られてきていると思いますが、回答が必要なのでしょうか？

A：原則として過去の調査で点検を終えて回答をいただいている事業所については対象から除いておりますが、同住所での別法人による事業所や過去の調査での未回答等の場合には再度調査票をお送りしております。

ご面倒をおかけしますが、回答をお願いします。

Q：この調査に回答しない場合には罰則の対象となるのでしょうか？

A：本調査は期限内処理に向け、調査の趣旨を御理解いただき回答をお願いするものですので、未回答であっても罰則の対象とはなりません。

なお、PCB は処理期限が定められており、調査は必要です。今後必要に応じて、未回答の事業者を対象に PCB 特別措置法に基づく立入検査や報告徴収を（拒否に対しては罰則の対象）行う場合がありますので早期の調査・御回答をお願いします。

○ PCB 使用照明器具が発見された場合について

Q：以前に取り外した PCB 使用安定器が見つかりました。どうすれば良いのでしょうか？

A：取り外したものがあつた場合には、処分するまでの間、紛失したり PCB が漏れたりすることがないように、密閉容器（ペール缶・ドラム缶等）に入れる等の保管基準に沿って保管するほか、道（振興局）への届出、処分に向けた J E S C O への手続が必要となります。

（全体の流れはパンフレット 4 ページの“参考 B PCB 使用安定器を保有していた場合の処理の流れ”をご覧ください。）。

Q：PCB 使用照明器具が使われていることが判明しました。どうすれば良いのでしょうか？

A：できるだけ早く電器工業者に安定器の取り外しを依頼してください（PCB 使用照明器具は製造から約 50 年以上経過しており劣化が進んでいます）。取り外した PCB 使用安定器については所有者において保管・処理委託を行う必要があります。

（処理の流れはパンフレット 4 ページの“参考 B PCB 使用安定器を保有していた場合の処理の流れ”をご覧ください。）

Q：J E S C O（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）にはどこに連絡したら良いでしょうか？

A：道内の場合にはJ E S C O北海道P C B処理事業所（室蘭市仲町 14 番地 7）

代表：0 1 4 3 - 2 2 - 3 1 1 1、営業課直通：0 1 4 3 - 2 3 - 7 0 0 7です。

Q：PCB 使用照明器具の処分にあたっては補助制度がないのでしょうか？

A：「対象となるP C B廃棄物」に該当する場合、中小企業であれば手続きにより処分料金の7 0 %、個人は9 5 %の軽減の対象となります。詳しくはJ E S C O（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）のホームページ内の「中小企業者向けの割引」（http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html）をご覧ください。

Q：運搬費用の補助制度はないのでしょうか？

A：運搬費用の補助制度はありませんが、中小企業であれば日本政策金融公庫における貸付制度の対象となります。詳しくは日本政策金融公庫のホームページにおける「環境・エネルギー対策資金」内の“PCB 廃棄物処分関連”をご覧ください。

Q：国・北海道や製造者が処理料金を負担すべきではないでしょうか？

A：J E S C Oでの処分費用の軽減補助制度（中小企業7 0 %軽減・個人9 5 %軽減）は、国・都道府県・製造者が出資した総額5 0 0 億円超の基金により行われております。（北海道からは昨年までで1 2 億円以上の出資を行っております。）